

令和7年度運営指導における主な指摘・助言事項

【全サービス共通】

区分	項目	内 容	根拠法令等
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	<p>○重要事項説明書の記載内容について、運営規程及び運営実態等と相違していたものが見受けられるため、適切な記載に変更すること。</p> <p>○利用者等が説明を受けたことを明らかにするため、説明日及び利用者名等の記載を求めること。</p> <p>○重要事項説明書の改定に当たり、重要事項説明書の変更内容について利用者等に文書を交付して説明を行い同意を得ること。</p>	各サービスの基準省令及び解釈通知
運営基準	提供拒否の禁止	○事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないと規定されているため、正当な理由によりサービス提供を断ったということが確認できるよう、利用申込受付簿等を整備し、利用申込みへの対応内容を記録すること。	各サービスの基準省令及び解釈通知
運営基準	サービス計画の作成	○サービス計画の作成に当たっては、利用者等が同意したことを明らかにするため、当該計画の同意日及び利用者名等の記載を求めること。	各サービスの基準省令及び解釈通知
運営基準	運営規程	○運営規程の記載内容について誤謬等が確認されたため、運営実態及び重要事項説明書等との整合性を図りつつ変更すること。	各サービスの基準省令及び解釈通知
運営基準	勤務体制の確保等	○勤務表の作成に当たっては、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務担当者等を明確にすること。	各サービスの基準省令及び解釈通知
運営基準	衛生管理等	<p>○感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置について、以下の事項が講じられていないことを確認したため、速やかに必要な措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知すること。 ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 <p>○同一の感染症若しくは食中毒等が発生した社会福祉施設は、保健所への報告が求められているが、未報告であり、衛生上必要な措置を講じていないことが確認されたため、必要な措置を講じること。</p>	各サービスの基準省令及び解釈通知
運営基準	事故発生時の対応	○市に報告すべき事案が報告されていなかったため、市「介護保険事業者等における事故等発生時の報告取扱要領」に基づき、市へ報告すること。	各サービスの基準省令及び解釈通知 市「介護保険事業者等における事故等発生時の報告取扱要領」
運営基準・介護給付費の算定及び取扱い	業務継続計画の策定等・業務継続計画未策定減算	<p>○業務継続計画が策定されていないことを確認したため、速やかに策定すること。また、基準を満たさない状況が解消に至った月まで、利用者全員について、所定単位数から減算すること。</p> <p>○業務継続計画について、従業者に周知されていないことを確認したため、周知徹底を図ること。</p> <p>○業務継続計画に係る研修及び訓練が未実施であることを確認したため定期的に実施すること。</p> <p>○業務継続計画に係る研修及び訓練の実施に当たっては、当該計画上の研修、訓練であることの位置付けを行い、明確に記録すること。</p> <p>○業務継続計画の記載内容について、事業所の実態と一致しない事項が確認されたため、定期的に見直しを行い、変更すること。</p>	各サービスの基準省令及び解釈通知
運営基準・介護給付費の算定及び取扱い	虐待の防止・高齢者虐待防止措置未実施減算	<p>○虐待の防止のための対策を検討する委員会が未設置であり、従業者への周知及び定期的な研修を実施していないことが確認されたため、当該委員会を設置した上で定期的に開催し、その結果を従業者に周知するとともに指針等に基づく研修を定期的に実施すること。</p> <p>また、該当月から改善が認められた月までの間、利用者全員について、所定単位数から減算すること。</p>	各サービスの基準省令及び解釈通知

【全サービス共通(居宅介護支援及び介護予防支援を除く)】

区分	項目	内 容	根拠法令等
介護給付費の算定及び取扱い	サービス提供体制強化加算	○職員の割合の算出に当たっては、常勤職員が暦月に勤務すべき時間数及び介護職員の総勤務時間数に基づき算出することとされていることから、毎年3月中に、当該算出方法により、要件を満たしていることを確認すること。	各サービスの大臣基準告示及び留意事項

【地域密着型通所介護】

区分	項目	内 容	根拠法令等
介護給付費の算定及び取扱い	入浴介助加算	○入浴介助に係る研修記録が確認できなかったため、入浴介助に関する研修の機会を確保し、その研修記録を保管すること。	大臣基準告示十四の五留意事項第2の3の2(10)
介護給付費の算定及び取扱い	個別機能訓練加算	○個別機能訓練加算(Ⅰ)イの算定に当たっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することとされており、管理者兼機能訓練指導員の配置では、当該加算の人員配置要件を満たさない。 ○個別機能訓練加算(Ⅰ)の算定に当たっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象とされているが、介護職員等の機能訓練指導員でない従業者から機能訓練の提供を受けたものについて加算を算定している事例が散見された。 ○個別機能訓練計画について、画一的な内容で作成されており、利用者毎の状況に沿った計画が未作成であり、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認しておらず、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明していなかったため、利用者の居宅での生活状況を確認し、利用者又はその家族の意向及び介護支援専門員等の意見を踏まえつつ、利用者毎に個別機能訓練計画を作成し、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人以下程度の小集団(個別対応含む)に対して機能訓練指導員が直接機能訓練を行うこと。	大臣基準告示五十一の五留意事項第2の3の2(13)令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)問58令和6年3月15日老高発0315第2号老認発0315第2号老老発0315第2号「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」

【(介護予防)認知症対応型共同生活介護】

区分	項目	内 容	根拠法令等
運営に関する基準	入退居	○利用者が、指定認知症対応型共同生活介護の対象者ではない者について、サービスを提供し、介護給付費を算定している事例が確認されたため、主治の医師等の診断書等により利用申込者及び利用者が認知症である者であることを漏れなく確認すること。	法第8条第20項 基準省令第94条 解釈通知第3の5の4(1)
運営に関する基準	利用料等の受領	○利用料、その他の日常生活費の受領及び福祉用具について、以下の不適正な取扱いが確認されたため、利用料等の受領に係る取扱いを是正するとともに、事業者が負担すべき費用を利用者に負担させていないか確認し、不当な利用者負担については利用者に返還すること。 ・おむつ代、日常生活費の実費徴収の根拠となる領収書等の記録を未保管 ・歯科衛生費(あいまいな名目による費用での徴収) ・重要事項説明書にレクリエーション活動費として定額を記載(実費徴収が適正) ・レクリエーション活動費の名目でおやつ代を徴収(別途おやつ代は徴収済) ・利用者が使用する介助用標準型車いすを利用者が費用負担	基準省令第96条 解釈通知第3の5の4(3) 平成11年厚生省告示第93号「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」 留意事項第2の1(2)
運営に関する基準	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	○外部の評価機関による評価結果、又は、運営推進会議における評価を公表し、公表の方法は、利用者及びその家族へ提供することに加えて事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法やインターネットを活用する方法などによること。	基準省令第97条 解釈通知第3の5の4(4)
運営基準・介護給付費の算定及び取扱い	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針、身体拘束廃止未実施減算	○身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が未設置であり、定期的な研修も未実施であることが確認されたため、当該委員会を設置するとともに3月に1回以上開催した上でその結果を介護従業者その他の従業者に周知し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施すること。 また、改善が認められた月までの間、利用者全員について、所定単位数から減算すること。	基準省令第97条 解釈通知第3の5の4(4) 大臣基準告示五十八の四留意事項第2の6(2)

【(介護予防)認知症対応型共同生活介護】

区分	項目	内 容	根拠法令等
運営に関する基準	認知症対応型共同生活介護計画の作成	○認知症対応型共同生活介護計画が漫然かつ画一的な内容で作成されているため、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成すること。 ○共同生活住居ごとに計画作成担当者を配置しているにも関わらず、計画作成者名は1名のみであったため、管理者は、それぞれの計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させること。	基準省令第98条 解釈通知第3の5の4(5)
運営に関する基準	緊急時等の対応	○利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に必要な措置を講じるための体制が整備されていないことが確認されたため、マニュアル等を作成した上でその内容を全従業者に周知し、必要な体制を整備すること。	基準省令第108条において準用する第80条 解釈通知第3の5の4(16)において準用する4の4(12)
運営に関する基準	利用者の安全及び介護サービスの質の確保等	○指定認知症対応型共同生活介護事業者は、事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならないと規定されており、令和9年4月1日より義務化されるため、速やかに必要な措置を講じられたい。	基準省令第108条において準用する第86条の2 解釈通知第3の5の4(16)において準用する4の4(21)
介護給付費の算定及び取扱い	医療連携体制加算	○重度化した場合の対応に係る指針の記載項目について、実態と相違していることから、改正を検討されたい。	施設基準三十四 留意事項第2の6(12)

【居宅介護支援】

区分	項目	内 容	根拠法令等
運営基準	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	○居宅サービス計画書等の作成に当たっては、以下のことに留意すること。 ・居宅サービス計画書(1)(第1表)について、「利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果」には、利用者及びその家族が、どのような内容の介護サービスをどの程度の頻度で利用しながら、どのような生活をしたと考えているのか意向を踏まえた課題分析の結果を記載すること。 ・居宅サービス計画書(2)(第2表)について、援助内容の期間は、短期目標の期間とすること。 ・週間サービス計画表(第3表)について、居宅サービス計画書(2)に記載の課題、目標及びサービス内容と整合するよう作成すること。 ・サービス担当者会議の要点(第4表)について、サービス担当者会議は開催後、同表を漏れなく作成し、会議において検討した項目及び検討内容を漏れなく記載すること。 ・サービス担当者会議の要点(第4表)について、サービス担当者会議を開催しない、やむを得ない理由がある場合には、当該会議を開催しない理由を記載するとともに、サービス担当者の氏名、照会日、照会した内容及びその回答を記載すること。 なお、上記の記載内容について、他の書類等により確認することができる場合は、本表とあわせて保管すること。	基準省令第13条 解釈通知第2の3(8) 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について(令和3年3月31日老認発0331第6号)(令和5年10月16日老認発1016第1号)
介護給付費の算定及び取扱い	入院時情報連携加算	○入院時情報連携加算(Ⅰ)の算定要件の経過日数を超えて医療機関の職員に対して行った情報提供について、加算を算定している事例が見受けられた。	大臣基準告示八十五 留意事項第3の16
介護給付費の算定及び取扱い	退院・退所加算	○退院・退所加算の算定におけるカンファレンスの要件を満たしておらず、算定できない、又は、算定区分が相違している事例が見受けられた。	大臣基準告示八十五の二 留意事項第3の17 診療報酬の算定方法 別表 第一医科診療報酬点数表 の退院時共同指導料2の注 3